

第3 令第8条に規定する区画等の取扱い

令第8条第1号及び第2号に規定する区画(以下「令8区画」という。)の取扱いについては、次によること。

令第8条

防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

- 1 開口部のない耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)の床又は壁
- 2 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備(防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。)のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの(前号に掲げるものを除く。)

1 令第8条第1号に規定する区画の構造

(1) 耐火構造の壁等(規則第5条の2に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁をいう。以下同じ。)の取扱いについては次のとおりとする。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル又はこれらと同等に堅牢、かつ、容易に変更できない耐火構造であること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等(不燃性能を有するもの)により、適切に煙漏洩防止対策を講じること。

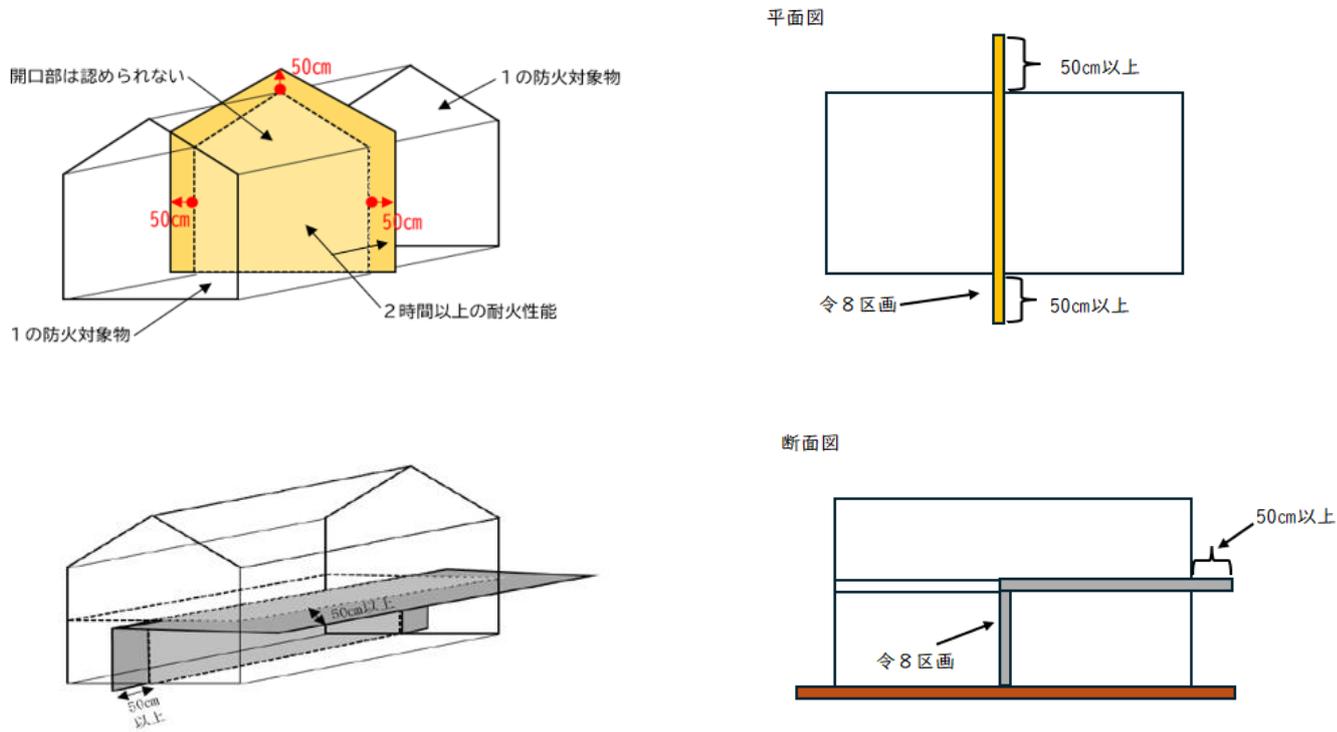
イ 建基令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間(以下「耐火性能時間」という。)が2時間以上の耐火性能を有すること。

ウ 耐火構造の壁等の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分が耐火構造であり、これらの部分に開口部がない場合又は耐火構造の壁等を隔てた部分に開口部がある場合は、開口部相互の距離を90cm以上確保し、かつ、幅3.6mの耐火構造の部分に存する開口部に防火戸(建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)が設けられている場合は、この限りではない。

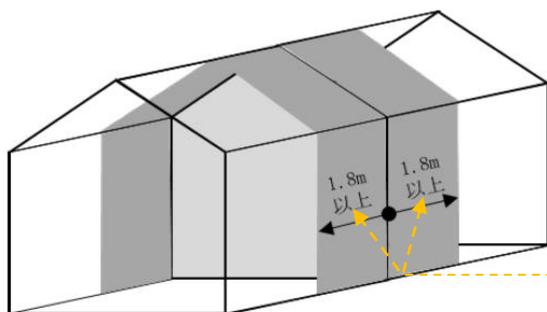
なお、開口部とは、面積の小さい通気口、換気口等も含まれるものであり、当該部分には防火ダンパーを設け、かつ、開口部相互間の距離を耐火構造の壁等を隔てて90cm以上離すこと。

【50 cm以上の突き出し】



第3-1図

【区画を介して開口部がない場合】

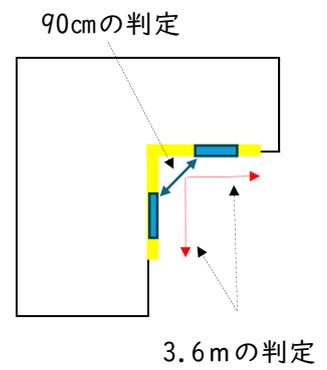
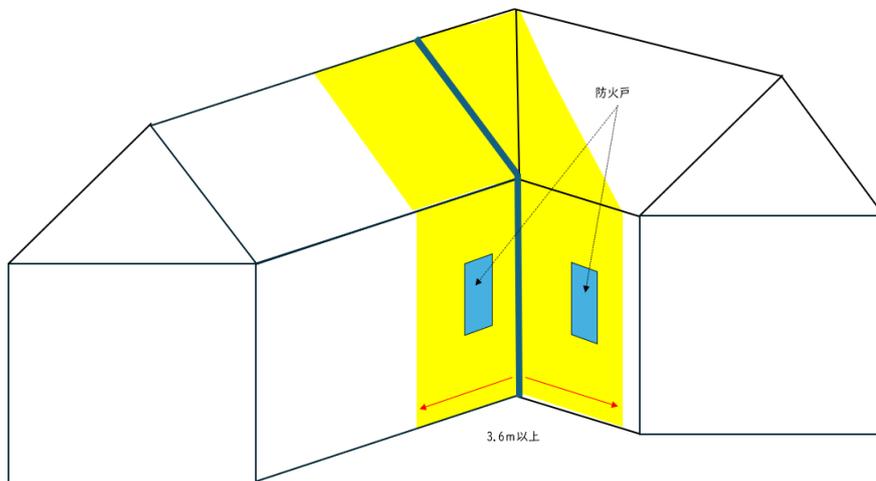
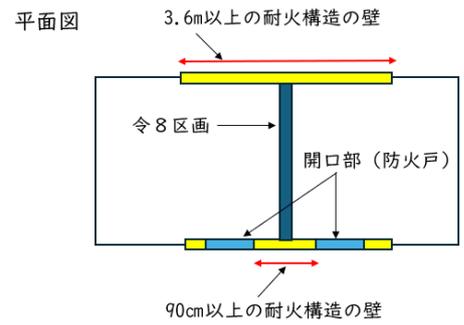
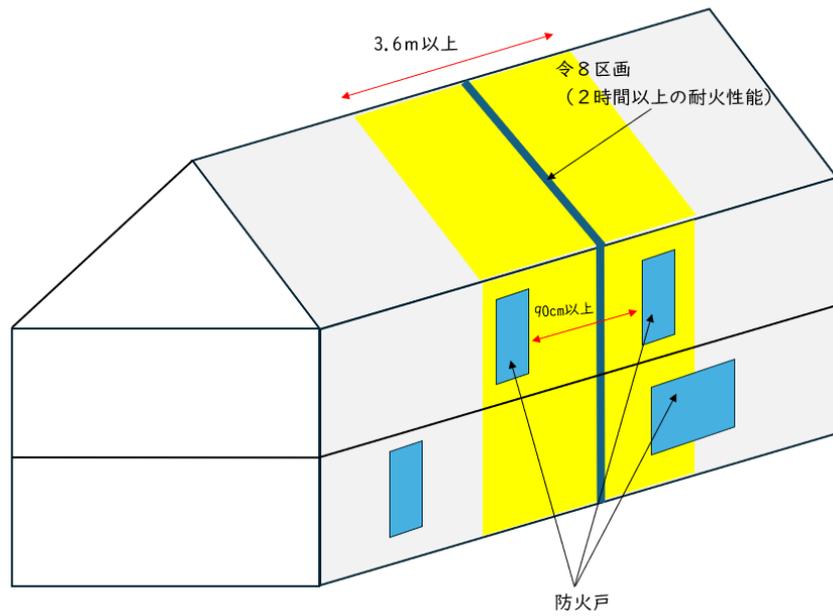


■：耐火構造（耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能）

区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましい。

第3-2図

【区画を介して開口部がある場合】



第3—3図

(2) 耐火構造の壁等を貫通する配管等について

耐火構造の壁等を配管が貫通することは、原則として認められないものであるが、必要不可欠な配管であって、耐火構造の壁等による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りでない。

この場合、「同等とみなすことができる」とは、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に適合するもの又は消防防災用設備等性能評定委員会（以下「性能評定委員会」という。）において性能評定されたもので、次の各号に適合するものとする。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管及びこれに付随する通気管であること。

（配電管若しくは電気配線又はガス管の区画の貫通は認められない。）

イ 1の配管の外径は、200 mm以下であること。

ウ 配管を貫通させるために耐火構造の壁等に設ける穴が直径 300 mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が 300 mmの円に相当する面積（概ね 700 cm²）以下であること。（基準に適合する配管であれば、一の貫通部に複数の配管を貫通させることができる。）

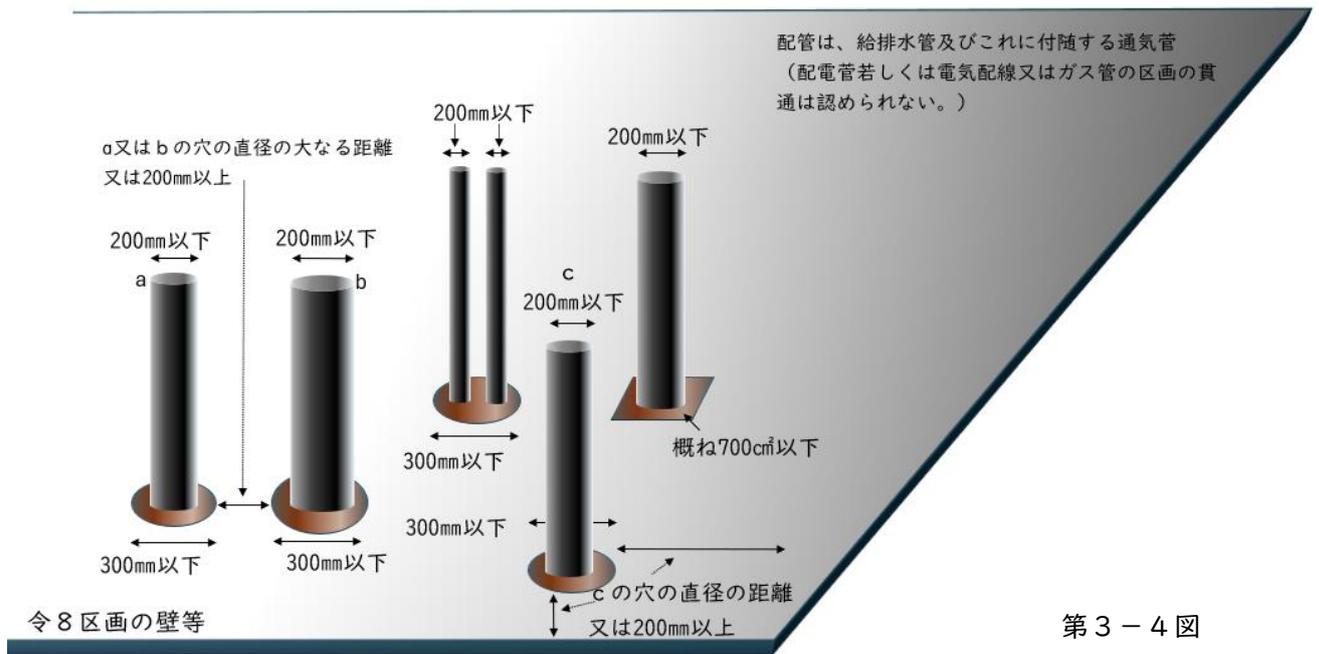
エ 配管を貫通させるために耐火構造の壁等に設ける穴相互間の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200 mm以下の場合にあつては 200 mm)以上であること。

なお、耐火構造の壁等の端部に穴を設ける場合は、端部からも同様の距離をとること。●

オ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋戻す方法等により、火災時に生じる煙を有効に遮るとともに、当該区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあつては2時間）以上の耐火性能を有するよう施工すること。

カ 配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間(2時間以下の場合にあつては2時間)以上であること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。



第3-4図

2 令第8条第2号（規則第5条の3第2項第1号）に規定する区画の構造

規則第5条の3第2項第1号の規定における取扱いは次のとおりとする。

<p>規則第5条の3第2項第1号</p> <p>渡り廊下又は建築基準法施行令第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。）を構成する壁等（建築基準法第21条第3項、同法第27条第4項（同法第87条第3項において準用する場合を含む。）又は同法第61条第2項の規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下この号及び次号において「渡り廊下等の壁等」という。）次に掲げる基準</p> <p>イ 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。</p> <p>ロ 渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下「直通階段」という。）が設けられていること。</p>

<参考>

◎延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（火熱遮断壁等）（法第21、27、61条）で区画すれば、建築物の2以上の部分を防火規制の適用上別棟とみなすことが可能（※建築基準法上）

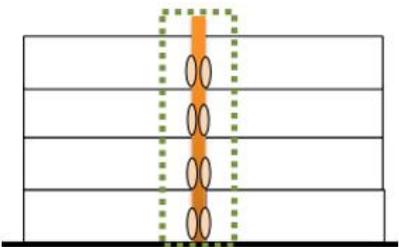
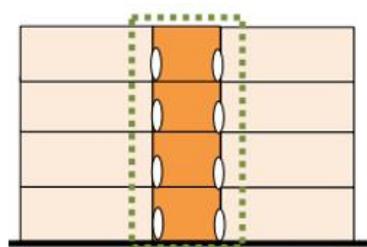
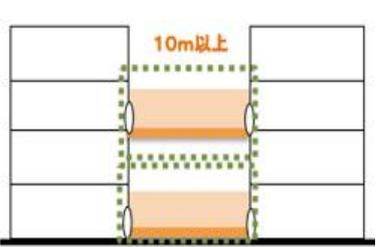
条文	要旨
建基法第21条	一定規模以上の大規模木造建築物は、火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するため、特定主要構造部を技術的基準に適合するものとしなければならない。
建基法第27条	一定規模以上の特殊建築物は、耐火建築物や準耐火建築物としなければならない。
建基法第61条	防火・準防火地域内では、一定規模以上の建築物は耐火建築物等としなければならない。

◎火災の発生のおそれの少ない室とは、「火災の発生のおそれの少ない室を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1440号）に定めるものをいう。

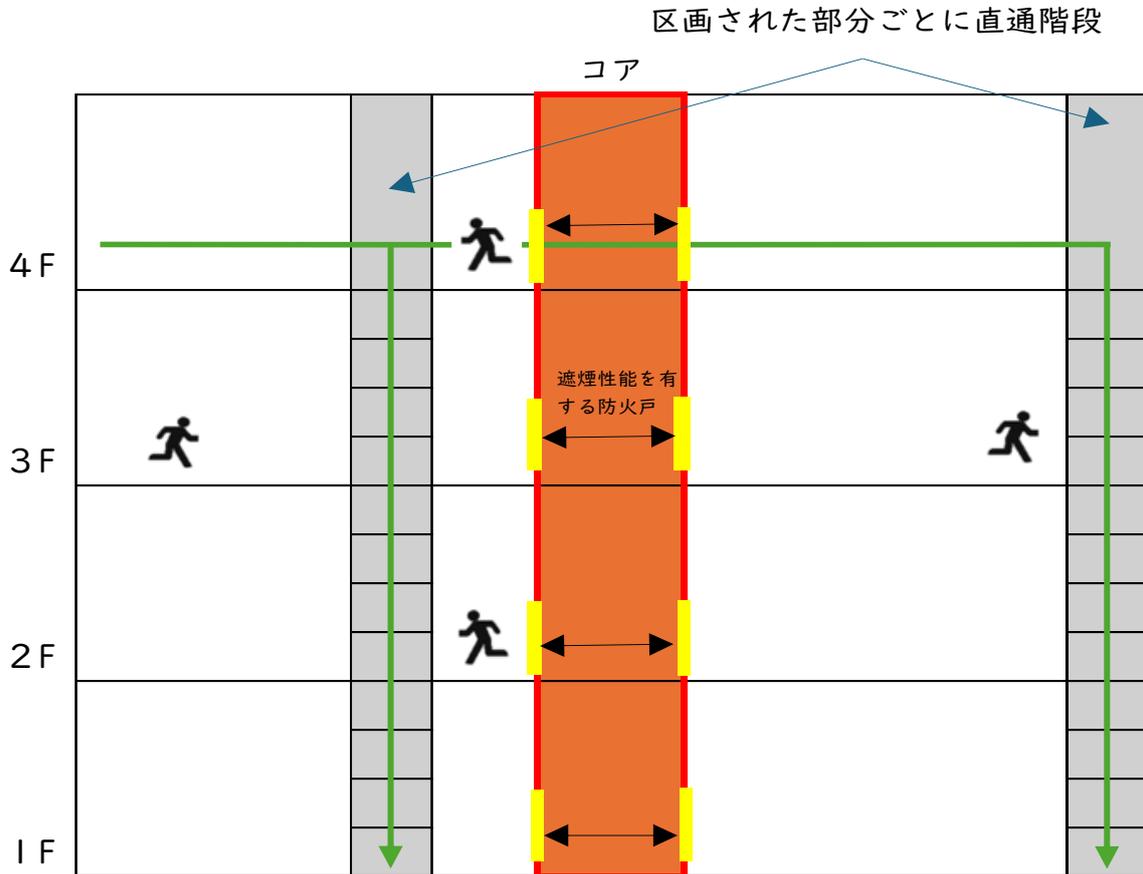
- ・昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
- ・廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

※令8区画は、可燃物等の物品が存置される可能性が否定できない機械室や保管室は、適用不可

◎建築基準法の防耐火別棟の各パターン（例）

壁タイプ	コアタイプ	渡り廊下タイプ
 <p>壁</p> <p>○ 特定防火設備2枚</p> <p>火熱遮断壁等 【屋内】不燃化範囲 ・特防等+準不燃(下地含む) 【屋外】防耐火・不燃化範囲 ・突出か外壁防耐火・不燃化・防火設備</p> <p>規則5条の3対象外</p>	 <p>コア(階段・廊下等用途)</p> <p>○ 特定防火設備</p> <p>火熱遮断壁等 【屋内】不燃化範囲 ・特防等+準不燃(下地含む) 【屋外】防耐火・不燃化範囲 ・3m: 耐火+特防+不燃仕上げ ・6.5m: 防火+防火設備+準不燃仕上げ</p>	 <p>10m以上</p> <p>○ 特定防火設備</p> <p>火熱遮断壁等 【屋内】不燃化範囲 【屋外】防耐火・不燃化範囲</p>

- (1) 適用については、建基令第109条の8の規定（別棟みなし規定）の対象となる建築物に限られること。
- (2) 別棟みなし規定のうち、「壁タイプ」（壁等の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第227号）第2「耐力壁である間仕切壁及び防火設備で区画する場合」「間仕切壁、柱、はり及び防火設備で区画する場合」）については、規則5条の3の規定の対象外となること。
- (3) 規則第5条の3第2項第1号口の直通階段の構造等については、建築基準法令において設置が義務でない場合であっても、建築基準法令に適合させることが望ましいものであること。



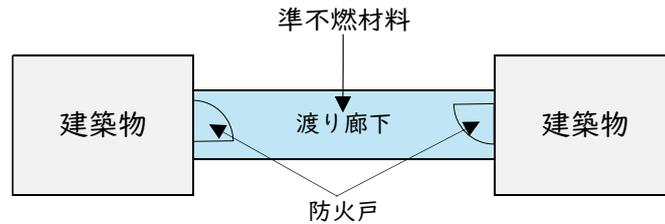
第3-5図

3 渡り廊下等で接続されている場合の取扱い（令第8条第2号、規則第5条の3第2項第2号）

次のいずれかに適合している場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で次のアからウまでに適合している場合

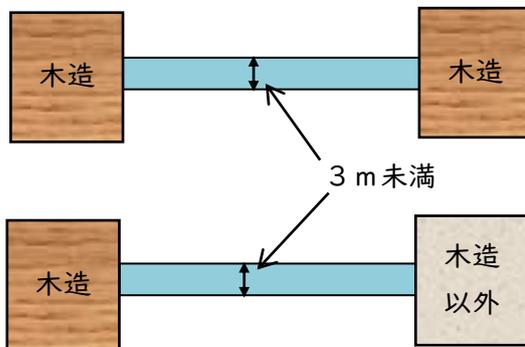
※開放廊下である場合を除き、渡り廊下の構造は準不燃材料で造られたものとし、又、建築物の両端の接続部へ防火設備である防火戸を設置するよう指導すること。●



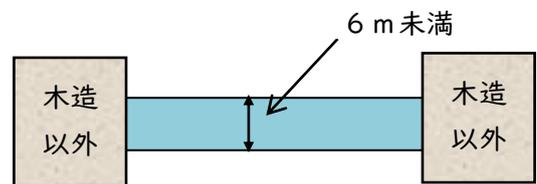
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合は、3 m未満、その他の場合は6 m未満であること。

・接続される一方又は双方が木造の場合



・双方が木造以外の場合

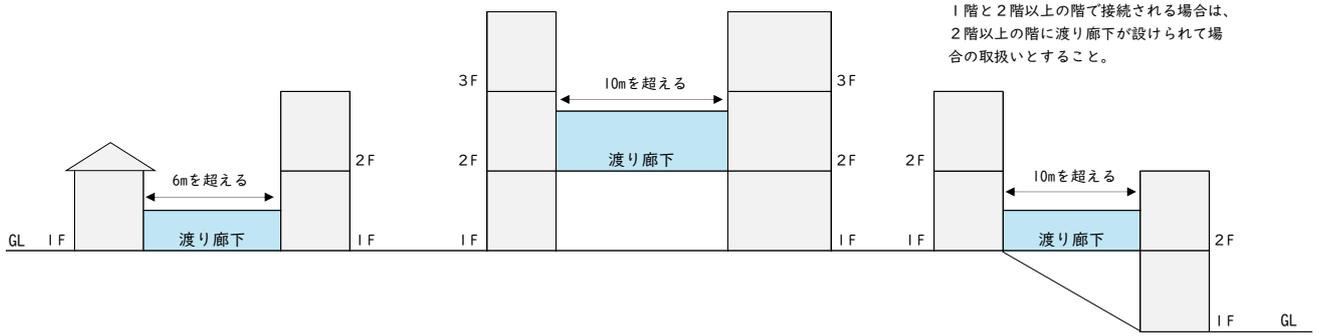


耐火構造であっても、木材を用いる防火対象物に渡り廊下を設ける場合は、渡り廊下の有効幅員は3m未満となる。

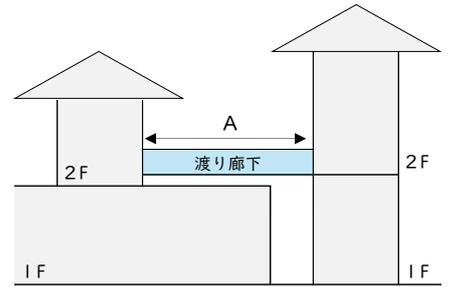
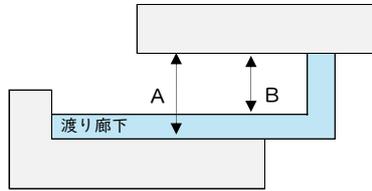
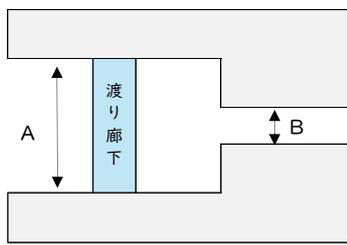
第3-6図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6 m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。

ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、これによらないことができる。



水平距離の測定はAとすること



平面図

立面図

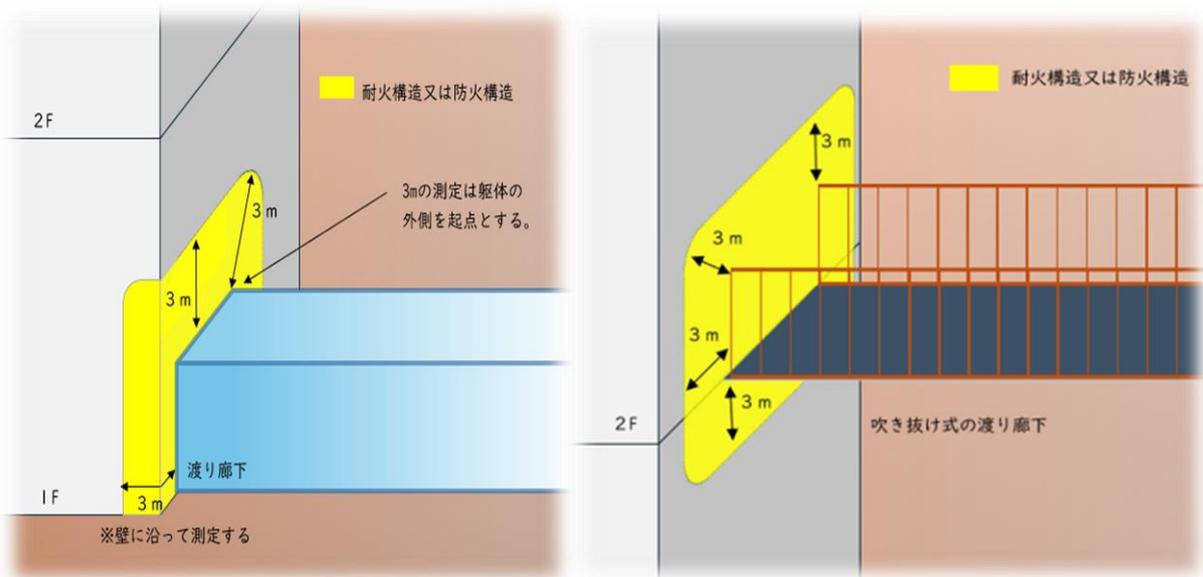
※高低差を有する渡り廊下については、水平投影距離とすること。

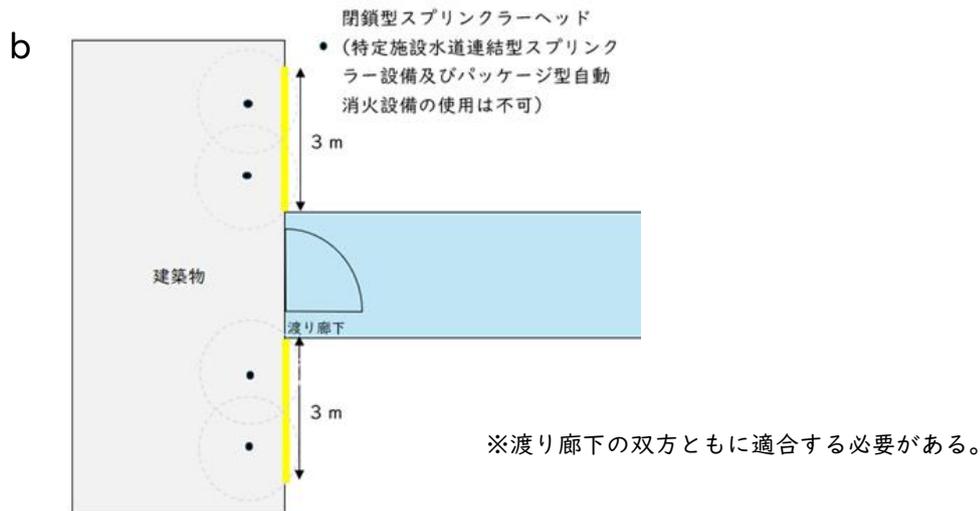
第3-7図

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。)については、次のa又はbによること。

- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
- b 耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

a



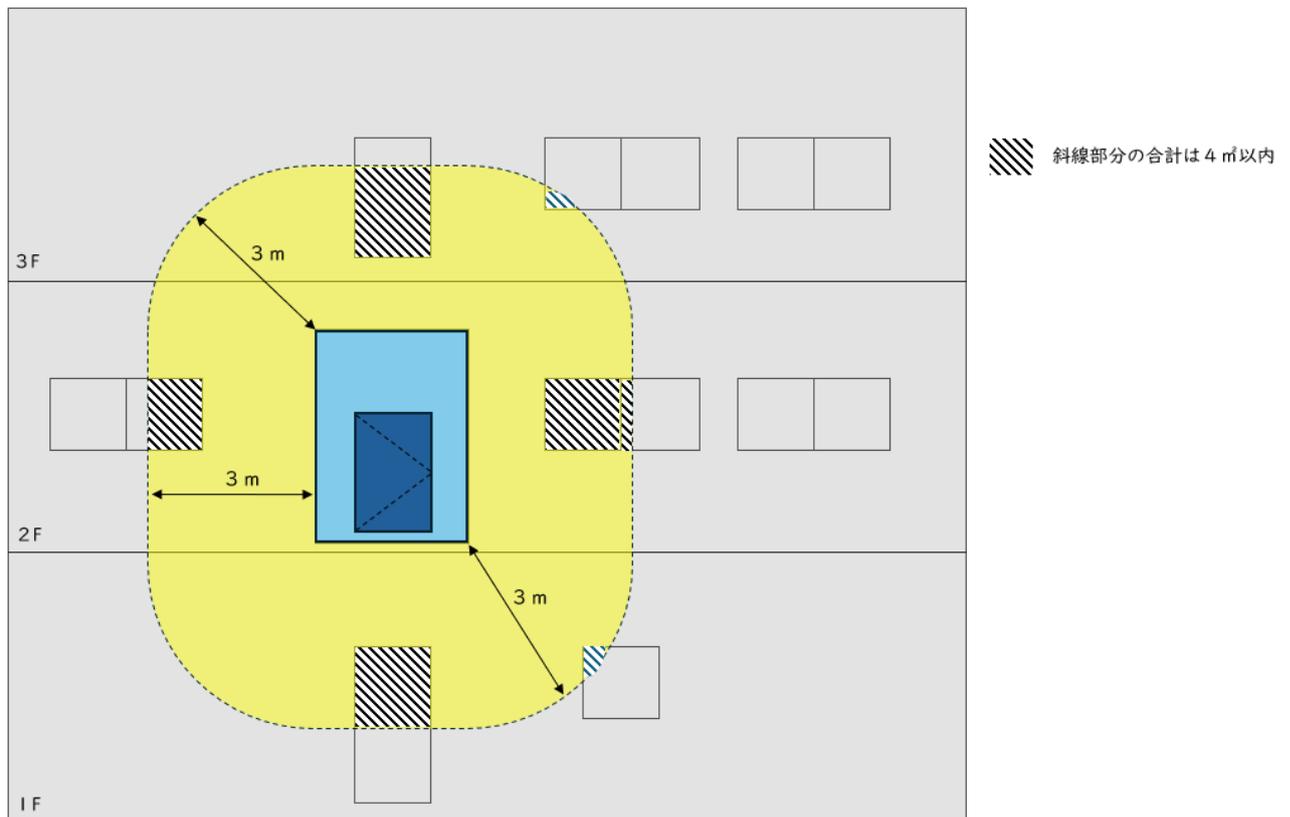


第3-8図

(イ) (ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。

ただし、面積4㎡以内の開口部(建築物相互間の距離が3m以上でかつ渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつてはこの限りでない。)で防火設備である防火戸が設けられている場合にあってはこの限りではない。

なお、面積4㎡以内の開口部とは、接続される防火対象物の双方について、それぞれの開口部の面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。



第3-9図

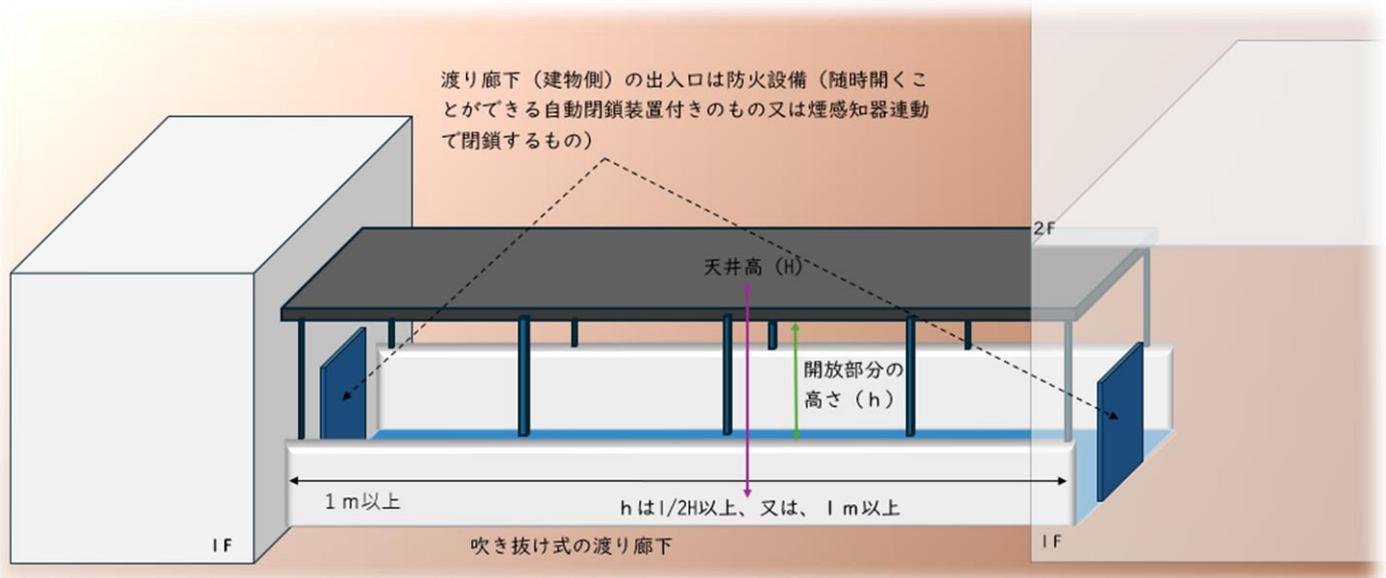
(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 直接外気に開放されている渡り廊下については、次のいずれかに適合するものであること。

なお、建築物の両端の接続部に設けられた出入口には、防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。●

(a) 建築物相互間の距離が1 m以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の2分の1以上又は1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

(b) 建築物相互間の距離が1 m以上であり、かつ、廊下の片側の上部が天井高の2分の1以上又は1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下中央部に火災及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突き出したたれ壁を設けたもの。



第3-10 図

b a以外のものについては、次の(a)から(d)までに適合するものであること。

(a) 建築物相互間の距離は1 m以上であること。●

(b) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

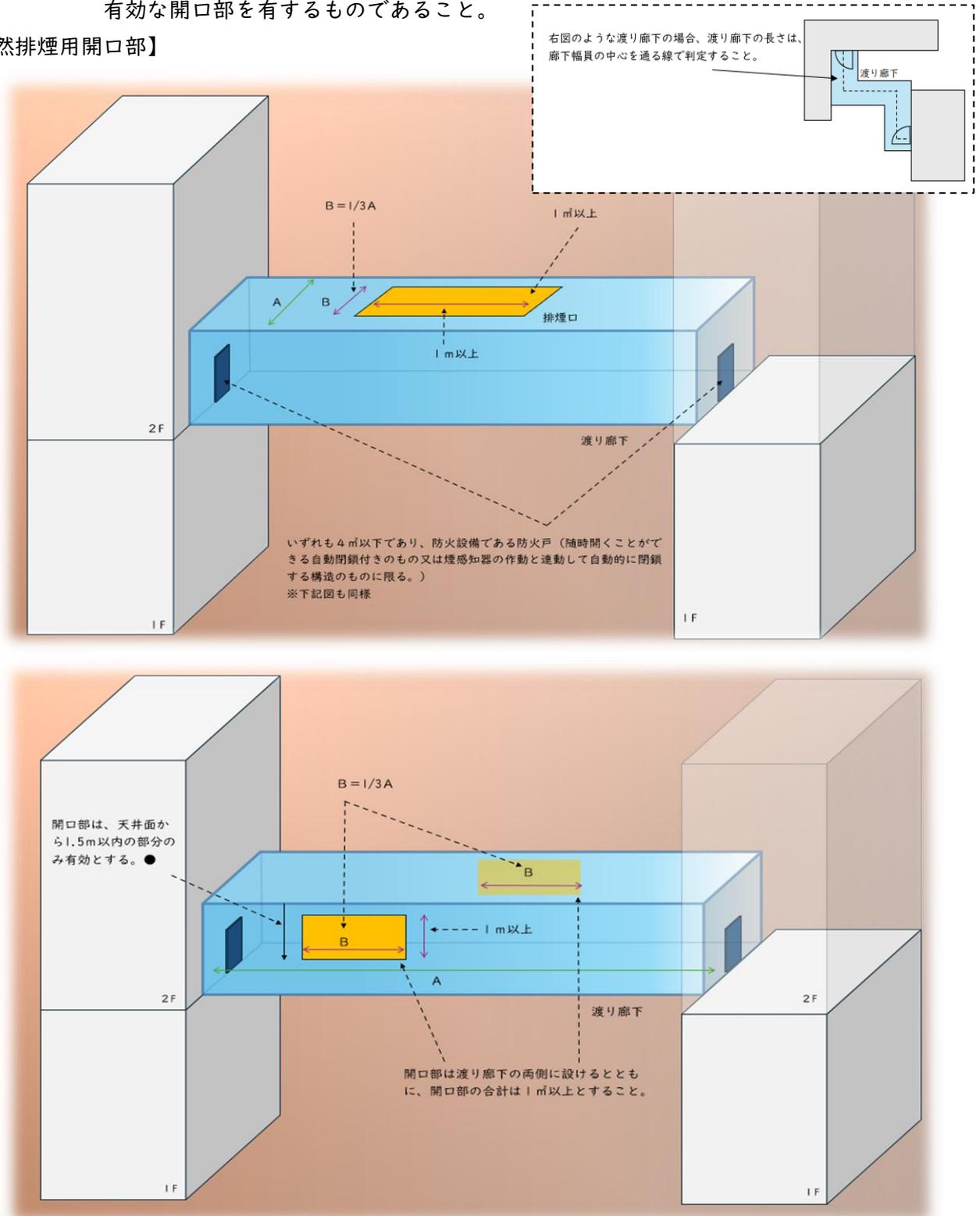
(c) 建築物の両端の接続部に設けられた出入口部分の面積は、いずれも4 m²以下であり、当該部分には防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

(d) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が、排煙上有効な位置で、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるよう又は煙感知器の作動と連動して開放するよう設けられていること。

ただし、双方の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。

- ① 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるもの（天井面から1.5m以内の部分を用いる。●）にあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

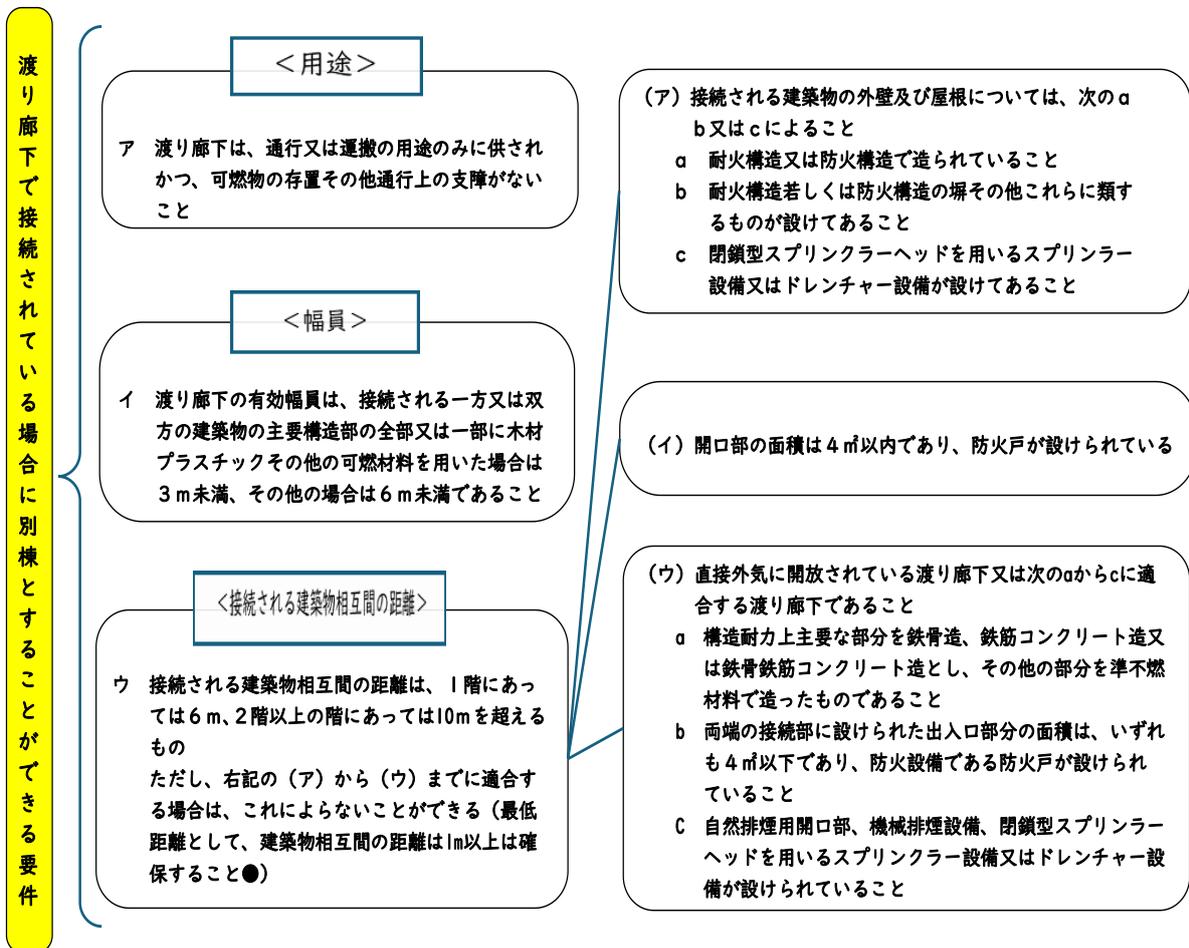
【自然排煙用開口部】



第3-11図

- ⑤ 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができ
るものであり、電気で作動させるものにおいて、非常電源が付置されていること。

【参考】



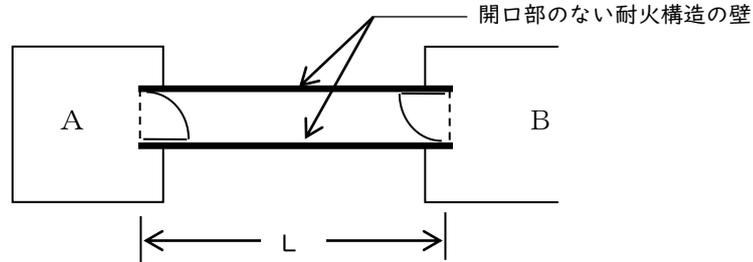
- (2) 建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。以下同じ。)で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合

なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2m以上にわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。また、側壁部分が開放されているものは、開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

- ア 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分のいう。)の特定主要構造部は、耐火構造であること。
- イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態であること。
- ウ 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- エ 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をい

う。)は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が、延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

なお、第3-12 図において、建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによることとし、スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さは2 m以上となるよう指導すること。●



第3-12 図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

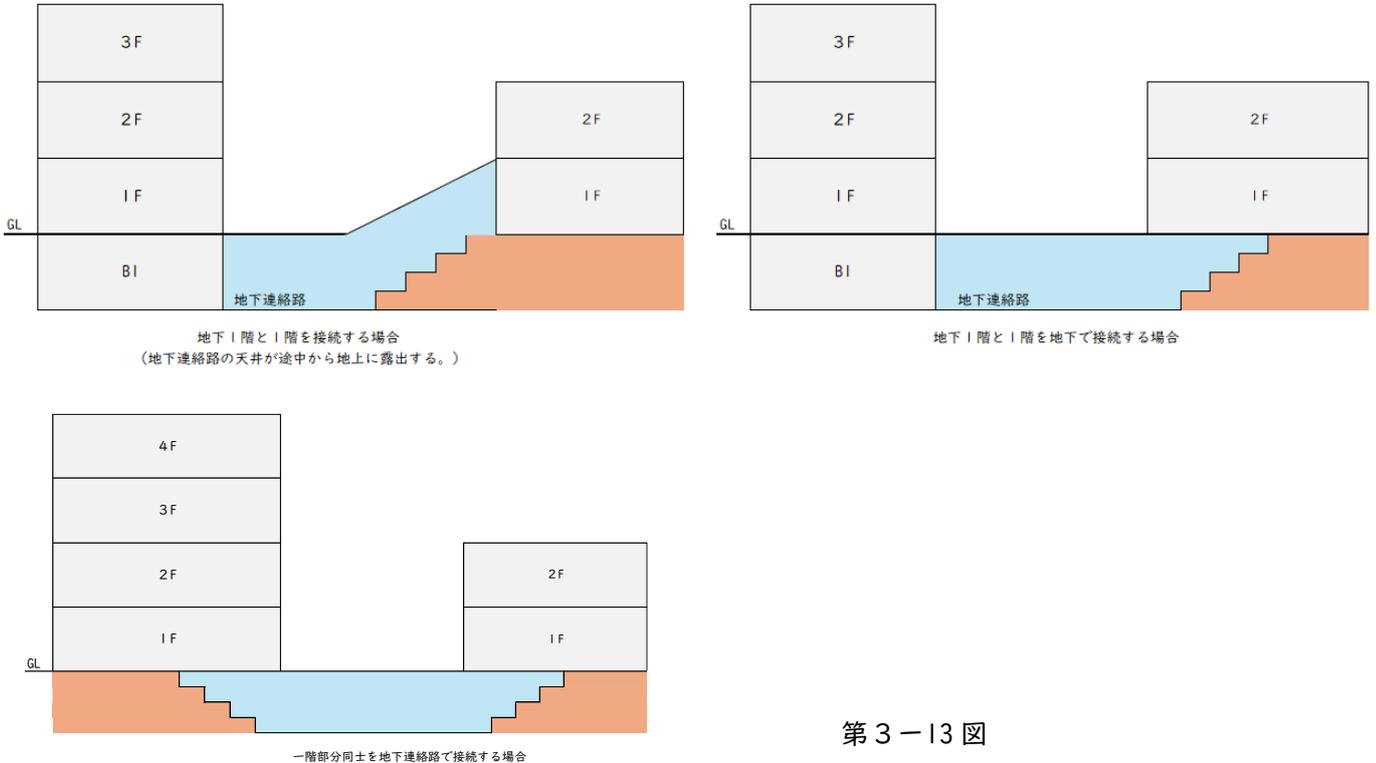
カ オの出入口の開口部の面積は、4 m²以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1)ウ(ウ) b(d)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りではない。

ケ 地下1階と1階を接続する地下連絡路の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3 m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準(令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。)第3第2号(3)ハ(ロ)の規定によることができる。

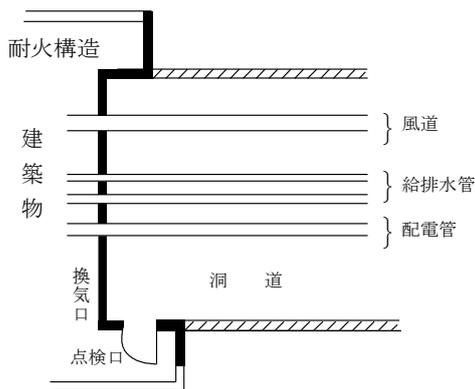
【地下連絡路の例】



第3-13図

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の換気のための開口部又は点検のための開口部(接続されている建築物内に設けられるものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。(第3-14図参照)



- ・換気口
常時開放のときは、防火ダンパー設置
- ・点検口(建築物内に設置)
ア 防火設備
イ 2㎡以上の場合には自動閉鎖装置付きのものに限る。

第3-14図 別棟とみなすことができる洞道の基準

- イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及び下地材料が不燃材料であること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めること。ただし、洞道の長さが20mを越える場合にあってはこの限りではない。
- エ アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には防火設備である防火戸

(開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設けられていること。

オ アの換気のための開口部の面積は、2㎡以下とすること。この場合において、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

(4) 壁等基準の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること。

(参考：(一財)日本消防設備安全センターにおいて消防設備システム評価を取得した「緩衝帯を有する接続部」で建築物等が接続される場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。)

4 複数の渡り廊下等で接続されている場合の取扱い

建築物と建築物が複数の渡り廊下、地下連絡路又は洞道(以下「渡り廊下等」という。)で接続される場合は、次に適合する場合に限り、3(1)イ、ウ(イ)のただし書き部分、ウ(ウ)b(c)並びに同(2)エ(幅員に限る。)、カ及び同(3)アのかっこ書きの適用にあつては、それぞれの数値を加算しないことができること。

- (1) 接続されるそれぞれの建築物内において、渡り廊下等の接続部分が建基令第112条の規定に基づく異なる防火区画に存すること。
- (2) 複数の渡り廊下等が重層するものにあつては、床(最下層の床を除く。)を耐火構造で造るとともに、当該床の接する外壁は、建基令第112条第16項の規定に適合すること。
- (3) (2)以外のものにあつては、渡り廊下等の外壁の相互間の中心から5m以内(いずれの渡り廊下等も1階に存する場合は、3m以内)にある渡り廊下等の外壁を耐火構造で造るとともに、当該外壁の開口部に防火設備である防火戸を設けること。

5 地下コンコース、公共地下道を介して接続されている場合の取扱い

3によるほか、建築物と建築物(地下駅舎を含む)が地下コンコース、公共地下道(令別表第1(16の2)項の地下道を除く。)を介して接続している場合で、次の各号に適合するものにあつては、別棟として扱うことができるものであること。

- (1) 接続される建築物の距離(最も近い開口部間の距離とする。)が20m以上(接続される部分又はその直近に排煙上有効な吹き抜け又は地上へ通じる2以上の階段を有するものにあつては10m以上)であること。
- (2) 接続される部分の開口部の面積が8㎡以下であること。ただし、接続される部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合はこの限りではない。
- (3) (2)の開口部には、特定防火設備である防火戸で随時開くことのできる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するもの(防火シャッターである場合は、くぐり戸付とする。)が設けられていること。
- (4) 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。

6 別棟と取り扱う場合の用途判定及び面積等

1から5により別棟と取り扱う場合、各棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定(以下「項判定」という。)及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること

- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
- (2) 各棟の床面積は、接続する各棟の延べ面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分し、渡り廊下等の接続する階の床面積にそれぞれ加算したものとすること。
- (3) 渡り廊下等で接続している棟が別棟とみなすことができる場合の、渡り廊下等の部分については、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。
- (4) 渡り廊下等で接続されたA、B棟に、それぞれ単独に表3-1の消防用設備等が設置されている場合の相互の連動機能は、次によること。●

第3-1表

設備名	A、B同一棟	A、B別棟
自動火災報知設備	連動（規則第24条第5号へ）	連動を指導すること
放送設備	連動（規則第25条の2第2項第3号ヲ）	連動を指導すること
屋内消火栓設備	連動・非連動いずれでも可	連動・非連動いずれでも可

- (5) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、令第32条の規定を適用し別の建築物として取り扱うことができる。

ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は、2、3の基準に適合するものであること。

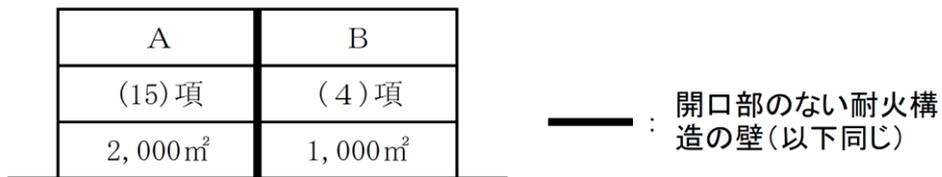
ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあっては3m以内、2階以上の階にあっては5m以内の範囲に存しないこと。

7 階の算定及び遡及

- (1) 令第8区画された部分ごとに、別の防火対象物とみなし、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあっては、下の部分の階数を算入すること。

(例1)

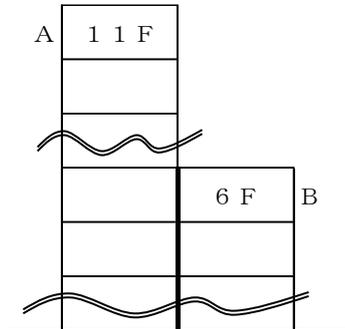
(16)項イ 3,000㎡



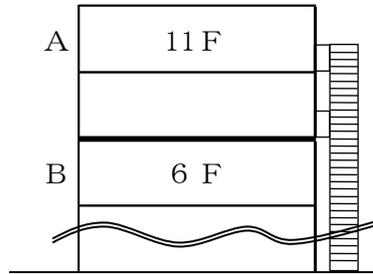
A((15)項、2,000㎡)、B((4)項、1,000㎡)それぞれ別の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第3-15図

(例2-1)



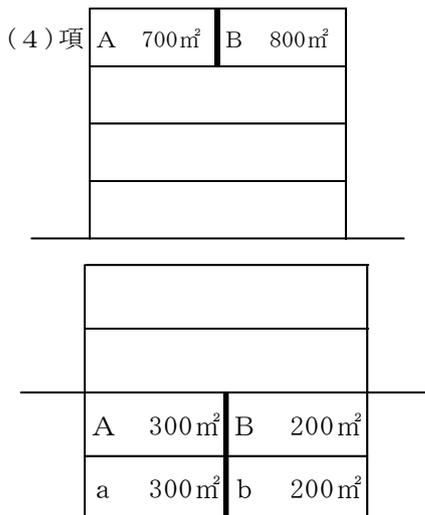
(例2-2)



A(階数11)、B(階数6)それぞれ別の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。なお、例2-2にあっては、Aの部分から地上への避難経路が専用である場合に限る。

第3-16図

(例3)



スプリンクラー設備

(令第12条第1項第11号の適用について)

4階部分は1,000 m²以上であるが、階単位の規制については、A(700 m²)、B(800 m²)は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うため適用しない。

連結散水設備

(令第28条の2第1項の適用について)

地階部分は700 m²以上であるが、(A+a)と(B+b)は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うため適用しない。

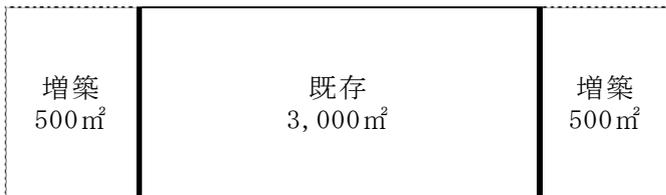
第3-17図

(2) 法第17条の2の5第2項と令第8条の関係は次によること。

ア 令第8区画を設けて増改築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係



既存部分は現行基準の適用を受けない。



既存部分は現行基準の適用を受けない。

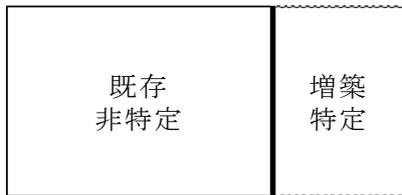


既存のA部分は適用を受けない。

既存のB部分と増築のC部分は適用を受ける。

第3-18図

イ 令第8区画を設けて増改築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係



既存部分は現行基準の適用を受けない。

第3-19図

ア、イとも消防用設備等の設置については、令第8区画された部分の用途に応じそれぞれの基準を適用する。

8 規則第13条に規定する区画の取扱い

規則第13条第2項に規定する区画(以下「13条区画」という。)については、次によるものとする。

(1) 13条区画は2以上の階にわたらないこと。

(2) 13条区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の4

第1項第7号の規定を準用すること。ただし、風道に設けるダンパーにあっては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。

- (3) エレベーターの出入口は、規則第13条第1項第1号ハに規定される開口部の構造に該当しないものであること。ただし、次のア又はイのエレベーターに設ける出入口の戸については、同規定に適合するとみなして扱うことができる。

ア 建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーター

イ 共同住宅等の開放廊下に面して設置されるエレベーター

9 規則第30条の2規定する区画の取扱い

規則第30条の2に規定する防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズ溶断によって閉鎖するものとする。

なお、当該区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の4第1項第7号の規定を準用すること。

10 共住区画の取扱い

特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管等については、次によるものとする。

- (1) 位置・構造告示第3、3(4)ホの規定によるほか、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」により設置されている鋼管等又は共住区画を貫通するものとして性能評定委員会において性能評定された配管等については、位置・構造告示に適合するものとして取り扱うものとする。
- (2) 共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものについては、位置・構造告示第3、3(4)に適合するものとして取り扱うことができる。
- ア 配管の用途は、共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。
- イ 配管はJIS H 3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。
- ウ 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）に適合するものであること。

別記

令第8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

1 鋼管等を使用する範囲

令第8区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の配水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニール製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

令第8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)
- (3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- (4) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (5) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)
- (6) JIS G 5525 (排水用鑄鉄管)
- (7) 日本水道協会規格 (以下「JWWA」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) 日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度 150 キログラム/立方メートル以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 150 キログラム/立方メートル以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウー

ルで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と 50 mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150mm の範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意されたいこと。

6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- (1) 配管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。
なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

- ① ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ② 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- ④ 押し輪又はフランジで押さえること。
- ⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込式ゴムリング接続

- ① 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- ② ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- ③ ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- ④ 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- ⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- ① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- ② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ④ 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- ① 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- ② 接合剤をネジ部に塗布すること。
- ③ 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- ① 配管の芯だしを行い、ガスケットを挿入すること。
 - ② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - ③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。
- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

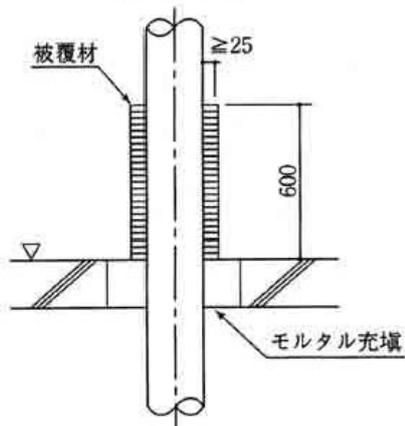
7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

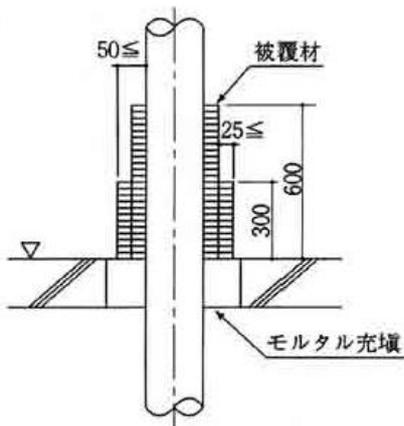
(参考)

施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに物がある場合)

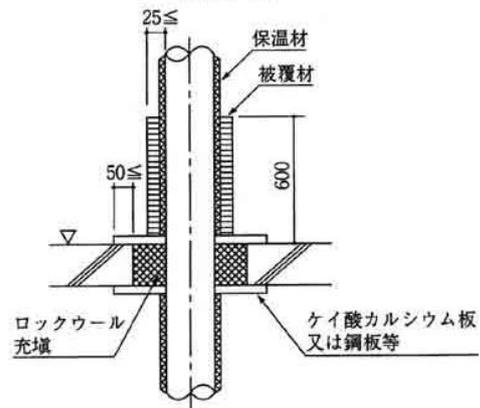
配管径 $\leq 100 \phi$



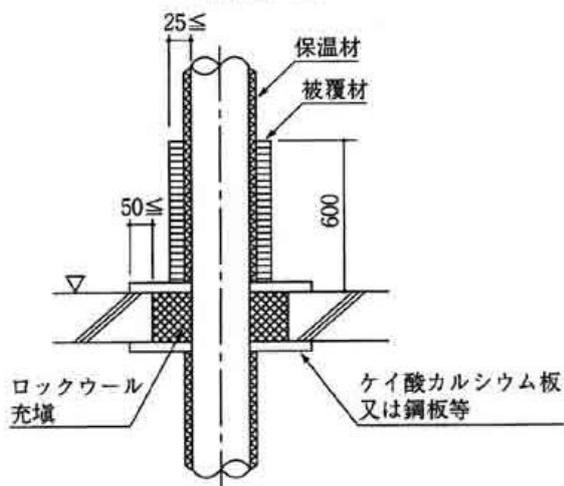
$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$



配管径 $\leq 100 \phi$



$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$



配管径 $\leq 100 \phi$

